



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年7月4日 火曜日 第2888号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 保安林の指定施業要件の変更に係る揭示……………(森林整備課) …… 479
- 河川整備基本方針の策定……………(河川課) …… 480
- 河川整備計画の策定(2件)……………() …… 480
- 落札者等の告示……………(会計課) …… 481
- 指定道路の指定……………(東予地方局四国中央土木事務所) …… 481
- 土地改良区役員の就退任の届出……………(中予地方局農村整備第一課) …… 481
- 指定道路の指定……………(南予地方局八幡浜土木事務所) …… 481

雑 報

- 平成29年度行政書士試験の実施について……………(私学文書課) …… 481

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第803号

保安林の指定施業要件の変更(平成29年5月26日愛媛県告示第666号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の揭示場に揭示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年7月4日

愛媛県知事 中村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
宇和島市津島町山財3080	宇和島市津島町山財上組1441番地2 四国渭南造林株式会社	森林所有者
宇和島市津島町山財5707、5710、5754、5756	宇和島市津島町山財5728番地 河 野 勝	〃
宇和島市津島町山財5755	宇和島市津島町山財5732番地 細 川 保	〃
宇和島市津島町山財5914	宇和島市津島町山財4740番地 山 本 和 代	〃
宇和島市津島町山財5963、5997、甲80-1、甲80-2、甲83、甲85-1	宇和島市津島町山財4740番地 山 本 忠 長	〃
宇和島市津島町山財6013	宇和島市津島町山財上組1144番地 山 口 透	〃
宇和島市津島町山財6019、6025	宇和島市津島町山財4805番地 兵 頭 キヨ子	〃
宇和島市津島町山財6045、6071	千葉県松戸市五香南二丁目5番地2 堀 田 剛	〃
宇和島市津島町山財6049、6053、6056、6057	宇和島市津島町山財上組741番地 内 山 重治郎	〃
宇和島市津島町山財6066	大阪府東大阪市上石切町二丁目1216番地 末 広 小三郎	〃

宇和島市津島町高田戊133、戊175	宇和島市津島町高田乙246番地 船 田 繁 則	〃
宇和島市津島町高田戊151-1、戊151-2、戊158	宇和島市津島町高田乙589番地 船 田 留 雄	〃
宇和島市津島町増穂丁598-3、丁717-8	宇和島市津島町増穂29番戸 内 山 和 三 郎	〃
宇和島市津島町増穂丁598-63	伊予郡松前町大字北黒田187番地N T T社宅245号 河 野 洋 明	〃
宇和島市津島町増穂丁598-103、丁725-25、丁951-2、丁945-130、丁1075-98	岡山市南区若葉町7番3号 駄 場 崎 浩	〃
宇和島市津島町増穂丁598-145、丁717-101、丁717-95、丁865、丁945-33	宇和島市津島町高田甲475番地 内 山 猪 佐 夫	〃
宇和島市津島町増穂丁598-170	大字増穂	〃
宇和島市津島町増穂丁621、丁903-46	宇和島市津島町増穂甲463番地 八坂神社	〃
宇和島市津島町増穂丁641、丁642、丁644、丁646-1、丁647、丁725-142、丁749、丁763、丁777-30、丁777-38、丁777-42、丁781-1、丁858	宇和島市津島町増穂甲371番地 酒 井 タカエ	〃
宇和島市津島町増穂丁646-2	宇和島市津島町増穂甲371番地 酒 井 定 治 郎	〃
宇和島市津島町増穂丁679-2、丁717-35	宇和島市津島町増穂甲243番地 駄 場 元 宇 市	〃
宇和島市津島町増穂丁706、丁777-113、丁777-208、丁777-209、丁815-1、丁815-3、丁834、丁878-27、丁878-44	宇和島市津島町増穂甲238番地 西 田 長 市	〃
宇和島市津島町増穂丁708-1、丁731、丁801-1、丁817、丁823-1、丁824、丁833、丁841-1	宇和島市津島町増穂甲238番地 西 田 道 太 郎	〃
宇和島市津島町増穂丁717-16、丁717-36、丁719-1	宇和島市津島町増穂甲243番地 駄 場 元 助 雄	〃
宇和島市津島町増穂丁717-132	宇和島市津島町増穂乙689番地 前 田 勇	〃

宇和島市津島町増穂丁717-168	宇和島市津島町増穂甲300番地内 山 博	〃
宇和島市津島町増穂丁717-171、丁717-172	宇和島市津島町増穂17番戸 山 口 伊ノ一	〃
宇和島市津島町増穂丁717-171、丁717-172	宇和島市津島町増穂甲243番地 駄場元 助 夫	〃
宇和島市津島町増穂丁723-3、丁723-4、丁724、丁733、丁777-169	宇和島市津島町増穂甲243番地 駄場元 明 雄	〃
宇和島市津島町増穂丁725-6	大阪府池田市空港二丁目2番D号 駄場元 恒 雄	〃
宇和島市津島町増穂丁725-102	大阪府吹田市垂水町二丁目20番32号 三 曳 巖 雄	〃
宇和島市津島町増穂丁725-14	宇和島市津島町増穂235番戸 谷 脇 喜三郎	〃
宇和島市津島町増穂丁725-41	宇和島市津島町増穂丙455番地1の3 梶 原 サツキ	〃
宇和島市津島町増穂丁725-114、丁725-116、丁725-7	大阪府大東市南津の辺町18番14号 浜 田 久 美	〃
宇和島市津島町増穂丁725-234	西宇和郡保内町宮内1番耕地264番1 藤 原 眞 理	〃
宇和島市津島町増穂丁725-270	松山市岩崎町一丁目3番10号 岡 田 満	〃
宇和島市津島町増穂丁725-275	宇和島市津島町増穂丙1411番地 谷 脇 平三郎	〃
宇和島市津島町増穂丁732-3、丁812	宇和島市津島町増穂甲238番地 西 田 フクエ	〃
宇和島市津島町増穂丁741-2、丁777-178	宇和島市津島町近家甲1607番地 黒 田 和 哉	〃
宇和島市津島町増穂丁777-116、丁801-2、丁802、丁827-1、丁827-2、丁842、丁878-32、丁878-64	宇和島市津島町増穂甲238番地 西 田 隆 夫	〃
宇和島市津島町増穂丁777-203、丁878-101、丁878-42	宇和島市津島町増穂甲300番地内 山 武 雄	〃
宇和島市津島町増穂丁777-205、丁945-18	大阪市港区波除五丁目4番20号 柳 川 朗	〃
宇和島市津島町増穂丁778-1	宇和島市津島町増穂甲68番地 山 下 丞 吉	〃
宇和島市津島町増穂丁810	宇和島市保田甲1012番地1 内 山 勲	〃
宇和島市津島町増穂丁878-80、丁878-83、丁878-94	宇和島市津島町高田甲378番地 坂 本 智 道	〃
宇和島市津島町増穂丁878-90、丁878-95、丁945-84	京都府八幡市岩田岩ノ前41番地 澤 田 芳 春	〃
宇和島市津島町増穂丁878-96、丁945-30	宇和島市津島町増穂甲705番地 酒 井 虎 雄	〃
宇和島市津島町増穂丁893-3	宇和島市津島町増穂甲626番地 酒 井 善 治	〃
宇和島市津島町増穂丁903-22、丁917-1、丁945-136、丁945-14、丁945-61	宇和島市津島町増穂甲689番地 酒 井 市 太 郎	〃
宇和島市津島町増穂丁903-27、丁922-1、丁923-5	宇和島市津島町増穂甲705番地 酒 井 ト ヨ	〃
宇和島市津島町増穂丁903-36	宇和島市津島町増穂甲771番地 坂 本 増 太 郎	〃
〃	宇和島市津島町増穂甲406番地 酒 井 岩 治	〃
〃	宇和島市津島町増穂甲318番地内 山 要 一	〃

宇和島市津島町増穂丁918	宇和島市津島町増穂甲771番地 坂 本 清	〃
宇和島市津島町増穂丁945-12、丁945-13、丁945-28	宇和島市津島町増穂甲771番地 坂 本 直 治	〃
宇和島市津島町増穂丁878-77、丁878-104	宇和島市津島町増穂29番戸 内 山 友 治	〃
〃	宇和島市津島町増穂甲676番地2 佐 々 木 澤 治	〃
宇和島市津島町増穂丁945-23	京都府八幡市岩田岩ノ前41番地 澤 田 芳 秋	〃
宇和島市津島町増穂丁1027	宇和島市宇和津町一丁目3番13号 佐 々 木 貞	〃

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並びに宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第804号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、明神川水系に係る二級河川について、河川整備基本方針を次のとおり策定した。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

平成29年 7月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第805号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、渦井川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

平成29年 7月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第806号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、来村川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び南予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

平成29年 7月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第807号

次のとおり落札者を決定した。

平成29年 7月 4日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
電子黒板機能付きプロジェクト108セット	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成29年 6月20日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町一丁目1番地15号	60,156,000円	一般競争入札	平成29年 5月 9日

○愛媛県告示第808号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成29年 7月 4日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
平成29年 6月26日
- 指定道路の位置
四国中央市三島中央五丁目字井関1686番1の一部、1686番4の一部、1687番1の一部、1687番2の一部、1687番4の一部及び1686番1地先道
- 指定道路の延長及び幅員
 - 延長 71.05メートル
 - 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第809号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成29年 7月 4日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 所 竜 二	松山市西長戸町333番地5

○愛媛県告示第810号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成29年 7月 4日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
平成29年 6月27日
- 指定道路の位置
喜多郡内子町内子931番の一部
- 指定道路の延長及び幅員
 - 延長 22.99メートル

(2) 幅員 4.00メートル

雑 報

○公 告

平成29年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第8に基づき、次のとおり公示します。

平成29年 7月 4日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

- 試験期日
平成29年11月12日（日）午後1時から午後4時まで
- 愛媛県における試験場所
松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ
- 試験の科目及び方法
 - 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成29年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

- 試験は、筆記試験によって行います。
- 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。
※ 記述式は、40字程度で記述するものを出题します。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

- 配布期間
平成29年 8月 7日（月）から 9月 8日（金）まで
- 配布場所
別表に掲げる場所で行います。

(2) 受験願書及び試験案内の郵送による請求

ア 配布期間

平成29年 8月 7日 (月) から 9月 1日 (金) まで

※ なお、受験願書及び試験案内の郵送での配布の請求は、平成29年 7月 3日 (月) から 9月 1日 (金) まで受け付けます。

イ 配布方法

住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒(角型2号=A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒)に、郵便切手140円分を貼付し、下記の宛先まで請求してください。

受験願書及び試験案内の請求先
〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成29年 8月 7日 (月) から 9月 8日 (金) まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

※ 受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、受付期間内に郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。

※ 9月8日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日附印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)

※ 行政書士試験身体障害者等受験特例措置申請書及び医師の診断書等(対象者のみ)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

平成29年 8月 7日 (月) 午前9時から 9月 5日 (火) 午後5時まで

※ インターネットによる受験申込みは、9月5日(火)午後5時で終了します。

午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

※ この期間におけるインターネットによる受験申込みは24時間利用可能です。入力方法等手続きの詳細については、当センターホームページにアクセスし、ご確認ください。

【ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>】

※ 受付最終日(9月5日(火))は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料は、クレジットカード(申込者本人名義のもの)に限ります。)又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エキスプレス、Diners

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイ

コーマート、サークルK、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、スリーエフ

(3) 受験手数料 7,000円

受験手数料の払込み方法については、試験案内を御覧ください。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等の天災などの事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

(4) 連絡先(問合せ先)

一般財団法人行政書士試験研究センター
郵便番号 102-0082
所在地 東京都千代田区一番町25番地
全国町村議員会館3階
電話番号 03-3263-7700

6 特例措置の実施

(1) 身体の機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。なお、申出の時期や障がいの内容等によっては希望に沿えない場合もあります。

(2) 受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み(「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」)をする前に、必ず当センターまで御相談ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成30年 1月31日(水) 午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)にも合格者の受験番号を掲載(掲載開始時間は、合格発表日の午前中)します。

別表(4関係) 愛媛県における試験案内及び受験願書の配布場所

配布場所	所在地	配布時間
愛媛県総務部総務管理局私学文書課	松山市一番町4-4-2	午前8時30分から午後5時15分まで
愛媛県東予地方局総務企画部総務県民課	西条市喜多川796-1	
愛媛県東予地方局今治支局総務県民室	今治市旭町1-4-9	
愛媛県中予地方局総務企画部総務県民課	松山市北持田町132	
愛媛県南予地方局八幡浜支局総務県民室	八幡浜市北浜1-3-37	
愛媛県南予地方局総務企画部総務県民課	宇和島市天神町7-1	
愛媛県行政書士会	松山市錦町98-1 愛媛県行政書士会館	午前9時から午後5時まで

注 土曜日、日曜日及び国民の祝日は、配布しません。